



北海道地域防災計画

令和2年（2020年）12月

北海道防災会議

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
道防災会議	北海道防災会議
本部長	北海道災害対策本部長
地方本部長	北海道災害対策地方本部長
現地本部長	北海道現地災害対策本部長
総合振興局又は 振興局協議会	総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会
道防災計画	北海道地域防災計画
総合振興局又は 振興局所管区域	北海道行政組織規則（昭和41年4月1日規則第21号）第35条の規定による所管区域及び同規則第37条の下欄に掲げる総合振興局長又は振興局長が事務処理することとされている上欄の市の区域防災関係機関道の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）、道を警備区域とする陸上自衛隊、道の区域内の消防機関並びに道の地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）
防災会議構成機関	基本法第15条に定める北海道防災会議の委員の属する機関
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象